

『盛土規制法』 運用開始のお知らせ

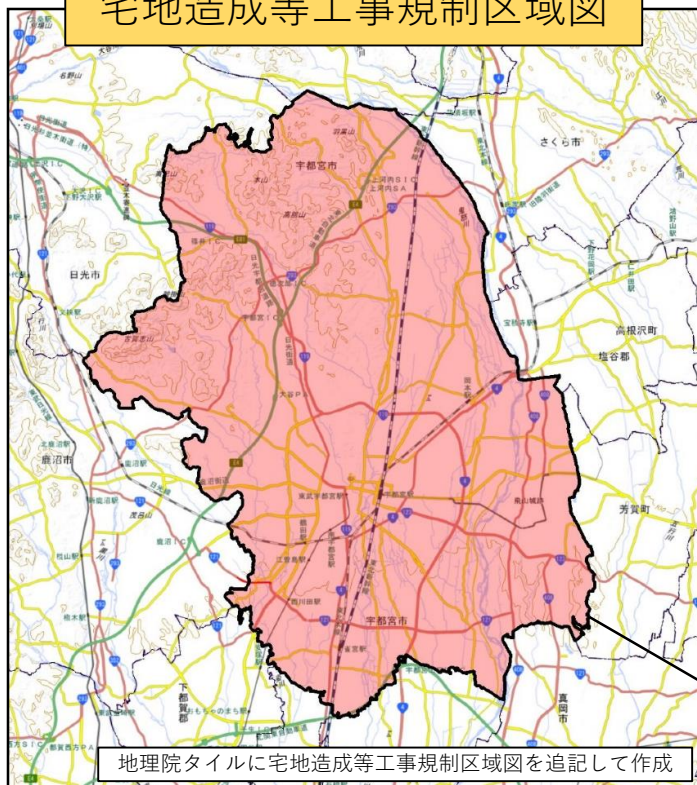


宇都宮市
Utsunomiya City

(令和6年10月2日運用開始)

宇都宮市内の土地で盛土等を行う場合、
事前に許可が必要となります。

宅地造成等工事規制区域図



地理院タイルに宅地造成等工事規制区域図を追記して作成

令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が施行されました。宇都宮市では、

《令和6年10月2日》

に市内全域を宅地造成等工事規制区域に指定し、盛土規制法の運用を開始しており、盛土等を行う場合、許可が必要となります。

【凡例】

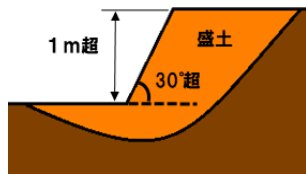
宅地造成等工事規制区域



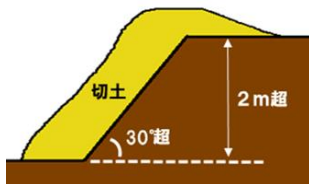
許可が必要となる盛土等の規模

《土地の形質の変更（盛土・切土）》

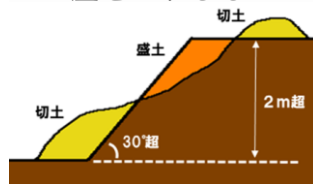
① 盛土で高さが1 m超の崖を生ずるもの



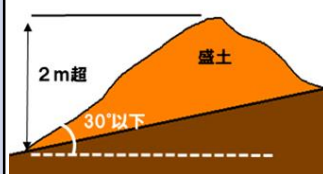
② 切土で高さが2 m超の崖を生ずるもの



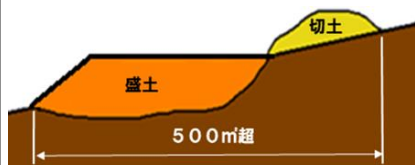
③ 盛土と切土を同時に行い高さが2 m超の崖を生ずるもの



④ 盛土で高さが2 m超となるもの



⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの



《一時的な土石の堆積》

① 最大時に堆積する高さが2 m超かつ面積が300㎡超となるもの



② 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの



盛土規制法に係る「みなし許可」について

【都市計画法の開発許可による「みなし許可」】

開発許可と盛土規制法の双方の許可を要する一定規模以上の盛土等を伴う宅地開発は、都市計画法の開発許可を受けた場合、盛土規制法の許可を受けたものとみなします。

【盛土規制法の許可による「みなし許可」】

盛土規制法と土砂条例の双方の許可を要する面積500㎡を超える盛土等は、盛土規制法の許可を受けた場合、土砂条例の許可を受けたものとみなします。

盛土や切土、一時的な土石の堆積を行う際は、
どのような**許可が必要か**、**ご確認ください**。

※ 詳しくは、宇都宮市HPや下記連絡先へお問い合わせください。

《「みなし許可」の取り扱いイメージ》

各法令等
の許可

都市計画法の開発許可
による「みなし許可」

盛土規制法の許可
による「みなし許可」

盛土規制法
の許可

【都市計画法の許可を要する開発行為】

- ・市街化区域内の宅地開発 (1,000㎡以上)
- ・市街化調整区域内の宅地開発 など

【盛土規制法の許可を要する盛土等】

- ・一定規模以上の盛土・切土
- ・一定規模以上の土石の一時堆積

【土砂条例の許可を要する盛土等】

- ・土砂等の搬入を伴う500㎡以上の盛土等 (一時堆積含む)

注意：森林法や農地法など、その他の関係法令等についても、別途、確認してください。

連絡先

【盛土規制法・都市計画法】宇都宮市 都市計画課

TEL：028-632-2883 (盛土対策グループ)

TEL：028-632-2567 (開発指導グループ)

FAX：028-632-5421

【土砂条例】宇都宮市 廃棄物政策課

TEL：028-632-2928 (審査指導グループ)

FAX：028-633-4323

盛土規制法に関する情報



国土交通省 宇都宮市

宇都宮市HP

(盛土規制法) <https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/machi/kenchiku/takuchi/1036279.html>

(土砂条例) <https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/gomi/haikibutsu/1005055.html>